

平成 30 年度意見第 2 号

平成 30 年 12 月 25 日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

革新的事業活動評価委員会委員長
安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により平成30年12月20日付で株式会社M I C I N 代表取締役 原 聖吾から提出された新技術等実証に関する計画に対する厚生労働大臣の見解（平成30年12月21日厚生労働省発医政1221第4号・発健1221第4号・発薬生1221第50号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

厚生労働大臣から提出された見解は、法第 11 条第 4 項の規定に照らし、適当である。

(以 上)